

ご存じ
ですか？

『障害者差別解消法』

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

※正式名称は『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』です。

■不当な差別的取り扱いとは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

- 例 ○車椅子の利用を理由に、入店を拒否する
○アパートを貸さない
○本人を無視して、介助者や付き添い者のみに話しかける

■合理的配慮の提供とは

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて配慮を行うことです。

- 例 ○車椅子利用者のために段差にスロープをつける
○高い所にある商品を取って渡す
○筆談、読み上げなどによるコミュニケーションや、わかりやすい表現を使って説明する

■困ったときは

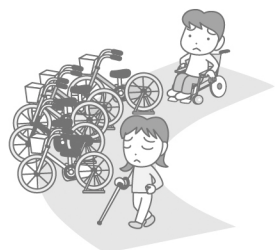
障害のある人は、不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったときは相談窓口にご相談ください。

■問い合わせ・相談窓口

健康福祉課 (☎581・2121内線121)

《障害者差別解消法に関する情報》

内閣府ホームページ
「障害を理由とする差別の解消の推進」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

ご協力
ください！

水道メーターの交換

水道メーターは『計量法』により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。次の日程で該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、メーターの交換作業は、町が作成した名札を着用した町指定工事店が行います。対象区域外でも、製造から8年目となるメーターは交換の対象となりますので、交換期間中に作業を行います。

- 交換期間／6月中旬～7月中旬
■対象区域／金尾区・風布区・折原全区・木持区・上の町区の一部
■費用／無料

※水道メーターは町の貸与品です。作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
○メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
○メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

- 問い合わせ／上下水道課
(☎581・2121内線264)へ。

ご存じ
ですか？身体障害者相談員
知的障害者相談員

町には、心身に障害のある方やそのご家族の相談に応じる身体障害者相談員(2人)と知的障害者相談員(1人)がいます。

相談員は、障害者支援に深い理解を持っており、相談された内容に基づき町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図り、問題解決に努めています。

障害福祉に関して心配していることや困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

■身体障害者相談員

坂本新三郎さん(赤浜) ☎582-0437
鳥塚幹夫さん(内宿) ☎581-6678

■知的障害者相談員

小野寺征子さん(塚越) ☎577-0371

■問い合わせ

健康福祉課 (☎581・2121内線121) へ。

お済み
ですか？

耐震診断・耐震改修

建築物所有者・管理者の皆さんへ

耐震診断等の制度を活用して、地震によって起こる建物の破損や倒壊を未然に防ぎ、大切な人を守りましょう。

東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では建築物の耐震性や建物内の安全性確保の必要性が見直されましたが、熊本地震の状況からも、地震に対する備えを強化する必要があります。

震災による建築物の被害傾向を建築時期でみると、昭和56年改正以前の『建築基準法』の耐震基準で設計された建築物では大きな被害が多く、それ以降の建築物では無被害・小さな被害が多かったことが報告されています。

これらのことから、地震による大きな被害を受けないような安全対策が必要となります。まずは建築物の耐震診断を行い、耐震性を確認することで、所有・管理している建築物が現在どのような状況にあるかを把握することが大切です。

耐震についての制度等をぜひご利用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。

木造住宅耐震診断助成金

町では、住宅耐震診断を行う方に経費の一部を助成しています。

■対象

町内に住所を有し、対象住宅を所有および居住している方

■対象となる建築物

- 町内にある木造住宅で次の要件に該当するもの
①昭和56年以前に建築された一戸建て住宅または併用住宅
②地上2階建て以下で、在来工法により建築された住宅

■対象となる耐震診断

一級建築士・二級建築士・木造建築士が行う地震に対する耐力診断(一般診断)

■助成額

対象経費の2分の1(限度額25,000円)

■申請方法

耐震診断を実施する前に所定の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ

都市計画課(☎581・2121内線243)へ。

住宅改修資金補助制度

町では、町内の住宅改修施工業者と契約し住宅改修を行う方に経費の一部を補助しています。この住宅改修は耐震改修も対象となります。詳しくは、本誌4月号をご覧ください。

■問い合わせ

商工観光企業誘致課(☎581・2121内線202)へ。

木造住宅無料簡易耐震診断

県では、木造住宅の「無料簡易耐震診断」を行っています。

■対象

昭和56年以前に建築した木造住宅(プレハブ住宅除く)で、延べ面積500㎡以下のもの

■申込方法

申込書(県ホームページ<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/muryoushindan.html>、または埼玉県熊谷建築安全センターで取得できます)に必要事項を記入し、函面(建築確認申請書類等)と一緒に提出してください。

■その他

診断結果後、提出された書類を返却します。郵送で返却を希望される場合は、申し込みの際に切手を貼った返信用封筒をご用意ください。

■問い合わせ

埼玉県熊谷建築安全センター(☎533-8776)へ。

その他の制度

県では「埼玉県民間建築物耐震改修補助制度」や「民間建築物の耐震化融資制度」「埼玉県耐震サポーター登録制度」等の制度があります。町の制度と併せてご活用ください。

問い合わせ/埼玉県都市整備部建築安全課(☎048-830-5527)へ。

町では、木造住宅の耐震診断助成金以外にも建築物に関するご相談を承っていますので、気軽にご相談ください。

問い合わせ/都市計画課(☎581・2121内線243)へ。

